

スマートフォン等の通信端末に関する学校の基本方針

平成30年4月1日
新潟市立木崎中学校

- 1 生徒への調査結果や実態に目を向けると、SNS上の書き込みや誹謗中傷などが基になり、人間関係を崩したり望ましくない状況を招いたりしている例が多い。また、スマートフォンや携帯電話等の通信端末（以下「通信端末」と表記）の利用が中毒的・依存症的になっていて、学習時間や睡眠時間を確保できていない生徒が少なくない。以上のことから、中学生には通信端末は必要ないと考え、持たせないことが望ましい。
- 2 それぞれの家庭の事情や状況等があるので、通信端末を持たせる必要がある場合は、保護者が責任をもって対応することを了承した上で持たせる。
例)・ 木崎スマートルールの遵守
 - ・ 子どもとの契約書作成
 - ※ 別紙 深めよう絆にいがた県民会議事務局 作成
「スマートフォン等使用推奨ルール」参照
 - ・ ネットトラブルへの対応

木崎スマートルール

平成30年4月1日
木崎中学校生徒会

- 1 スマートフォンや携帯電話等の通信端末（以下「通信端末」と表記）の利用は、やるべきこと（学習や手伝いなど）が終わってからとする。
- 2 通信端末の利用時間は、次のとおりとする。
 - ・ 人との通信（電話、メール、ライン等）…21時まで
 - ・ 電源OFF…22時
- 3 学習中、歩行中、自転車の運転中、食事中、入浴中など「ながらスマホ」はしない。
- 4 個人情報、人の悪口は書かない。危険なサイトにはアクセスしない。
- 5 数か月に一度、「ノーメディアデー」を設定する。
- 6 テスト一週間前は、通信端末使用禁止とする。

- ※ 通信端末とは、インターネットに接続可能なものをさす。
- ・ スマートフォン
 - ・ タブレット端末
 - ・ 携帯型ゲーム機
 - ・ 携帯型音楽プレイヤー
 - ・ インターネットに接続されたコンピュータ 等